

第六十七号議案

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。  
別表十七の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査等の手数料に係る規定を設ける必要がある。